

岐阜県立東濃高等学校 生徒心得

1 学校生活

学校は学びの場である。高校生としての本分をわきまえ、自己の最善をつくすとともに、友愛で結ばれた明るい校風を樹立しよう。

(1) 通学

(ア) 通学には必ず制服を着用し、身分証明書・生徒手帳を携行する。

(イ) 特別な理由で服装等に関する規定が守れない場合は、その理由及び期間を生徒指導部に届け出る。 【異装届】

(ウ) 終業後は速やかに下校する。下校時刻は午後 5 時とする。ただし、部活動等で顧問等の指導を受けるときは、次の時間まで延長することができる。

3 月から 10 月までは午後 6 時 30 分（ただし、1 年生については、1 学期中間考査終了までは 5 時 30 分とする）、11 月から翌年 2 月までは午後 5 時 30 分とする。

(エ) オートバイ通学は禁止する。

(オ) 通学に自転車を使用するときは、次のことに留意する。

- ・交通ルール・マナーを守って登下校する。 ・雨天時はカッパを着用する。
- ・カバンはリュック式のもので肩にかけるか、荷台に固定することが好ましい。
- ・自転車保険に加入する。

(カ) 下宿する場合には生徒指導部に届け出る。 【下宿届】

(2) 校内生活

(ア) 欠席、欠課、遅刻又は早退をするときは、定められた手続きのほか、保護者があらかじめ電話等で連絡をする。

(イ) 始業から終業までの間は、学校外へ出ない。外出する必要がある時は担任または生徒指導部の許可を受ける。 【外出届】

(ウ) 火気及び危険物の取扱いは、必ず担当の先生の指導を受けて行う。

(エ) 印刷物の発行・掲示を行う場合は、あらかじめ関係職員と生徒指導部の許可を受ける。

(オ) 特別な事情により金銭を徴収する必要がある場合は、必ず担当の職員の許可を受けて行う。

(カ) 生徒間で物品の売買をしない。

(キ) 学校の秩序を乱したり、他人に迷惑をかけるようなことをしない。

(ク) 教科担任が認めた場合を除き、授業中の携帯電話の使用をしない。

2 校外生活

校外においても東濃高校生であることを忘れることなく、常に良識ある行動をしよう。

(1) アルバイト

特別な事情がある場合を除いてアルバイトはしない。特別な事情がある場合は届け出る。

(2) 交通安全

(ア) 交通ルールを守り、交通安全に注意する。

(イ) 四ない運動を励行する。

- ・運転免許を取得しない
- ・車に乗らない
- ・車を買わない
- ・他人の車に乗せてもらわない

(3) 携帯電話等はマナーを守り、正しい使用を心がける。

- (4) SNSなどを利用する時はルールやマナーを守る。
- (5) 以下の行為をしない。
- (ア) 法律に触れる行為 (イ) SNS等による誹謗・中傷
- (ウ) いじめ・暴力・暴言・器物破損 (エ) 不健全娯楽
- (オ) その他高校生としてふさわしくない行為

服装等に関する規定

制服は指定のものを正しく着用する。着用期間等については次の通りとする。

	ブレザー	カッターシャツ ブラウス		ネクタイ	指定	指定
		冬	夏		セーター	ソックス
4月	◎	◎	×	◎	○	◎
5月	○	◎	×	×	○	◎
6月	×	×	◎	×	○	◎
7月	×	×	◎	×	○	◎
8月	×	×	◎	×	○	◎
9月	×	×	◎	×	○	◎
10月	○	◎	×	×	○	◎
11月	◎	◎	×	◎	○	◎
12月	◎	◎	×	◎	○	◎
1月	◎	◎	×	◎	○	◎
2月	◎	◎	×	◎	○	◎
3月	◎	◎	×	◎	○	◎

◎必須 ○任意 ×不可

防寒具	冬季にはコート、手袋、ストッキング等を着用してもよい。コート等を着用する際は制服（ブレザー）の上に着用する。
頭髪	端正で高校生らしい髪型を心掛ける ・パーマ、染色、脱色をしない。 ・ヘアエクステンション等をしない。
スリッパ	・通学時の靴は、機能性を考えて用いる。 ・上履きは本校指定のスリッパを用いる。

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・通学カバンは、機能性を考えて用いる。 ・ベルトは黒を標準とし、特殊な型のものを着用しない。 ・ピアス等の装飾品の着用・化粧はしない。 ・眼鏡・コンタクトレンズは無色透明なものとする。 ・対外試合に参加したり、部活動の練習のために登校するときは、制服またはトレーニングウェア（体育時に使用するもの、または部で指定したもの）を着用する。
-------------	---

特別指導について

1. 問題行動があった場合は原則として下のような基準で特別指導をおこなう。
2. 授業観察については基本的に1日6時間の授業でA評価を連続3日以上とったうえで特別指導の解除を検討する。観察期間は伸びる可能性がある。
3. 教頭訓戒、校長訓戒以上の指導については保護者に来校していただく。
4. 特別指導を学校でおこなうか家庭でおこなうかについては、家庭状況などを協議して決める。
5. 問題行動が繰り返される場合は進退を含めて別途協議する。（進退を協議すべき生徒に対する指導＝①進退を問う、②懲戒停学、③自主退学勧告、④懲戒退学）
6. 特別指導中（含、学年指導）の出欠については、家庭・学校での指導は、いずれも出席扱いで欠課とする。但し、3分の1を超える欠席や欠課になった場合は補充をすることができる。

この規則は2020年4月より施行する。